

いじめ防止等に関する 学校の基本方針について

令和5年4月 土幌小学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という）に基づき、土幌小学校のいじめ防止等の方針や取組について保護者の皆様にご理解いただくことを目的に作成いたしました。

1 いじめの定義

法では、次のとおり定められています。

児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの具体的内容の例

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止に向けての基本姿勢

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ」に対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で共有し、「いじめ」の積極的な認知に努めます。

学校は、日頃から、教育活動全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、児童生徒が自他の意見に相違があっても、互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力の育成を図ります。また、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。

また、「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうかを判断するものとします。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。

4 学校におけるいじめ防止等の組織

(1) いじめ防止対策委員会

いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、当該学級担任、土幌町から派遣される職員等による「いじめ防止対策委員会」を組織し、必要に応じて開催します。

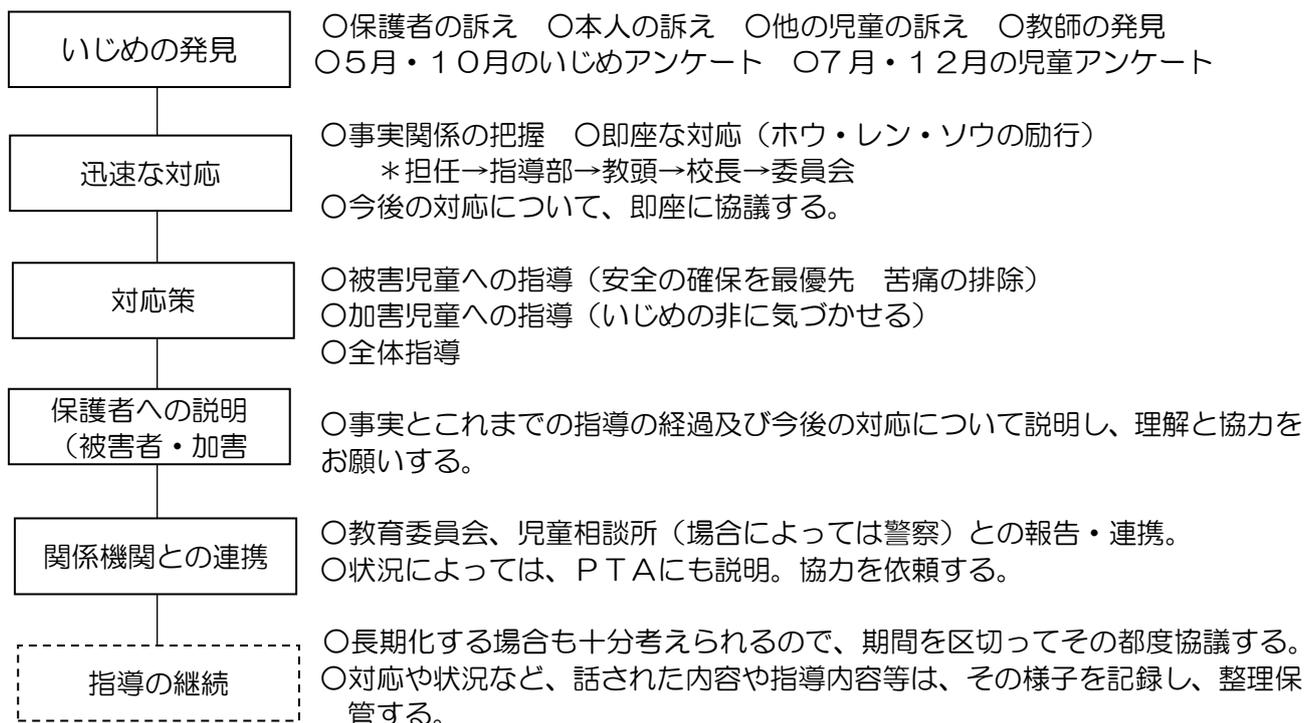
(2) 児童理解交流会

全教職員で話し合いが必要な児童について、実態や指導状況についての情報交換、及び共通の対応の仕方について協議します。

5 いじめ防止の年間計画

4月	児童理解交流会①、本年度の「学校いじめ防止基本方針」の周知	<通年> 人権教育 道徳教育 生徒指導 児童会の取組 児童との個別相談
5月	いじめに関するアンケート調査の実施・集約・分析・改善点の確認	
6月	児童理解交流会②	
7月	学校評価(教職員・保護者・児童アンケート)の実施・集約	
8月	学校評価の分析・改善点の確認	
9月	児童理解交流会③、後期の重点の確認	
10月	いじめに関するアンケート調査・集約・分析・改善点の確認	
12月	学校評価(教職員・保護者・児童アンケート)の実施・集約	児童との個別相談
1月	学校評価の分析・改善点の確認	
3月	年度末反省・次年度に向けての改善点の確認	

6 いじめ問題への対応



7 いじめの解消について

いじめが「解消している」状態とは、次のように定義されています。

- ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 （少なくとも3か月を目安とするが、いじめの重大性等から、更に長期の期間が必要であると判断する場合もある。）
- ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

8 遠慮なくご相談ください

いじめに関する相談は、学級担任のほか、相談しやすい教職員に遠慮なくご相談ください。

◆学校固定電話 0156-5-2251 ◆学校携帯電話 080-2864-5682